

第23期決算公告

2022年6月27日

東京都中央区日本橋室町四丁目3番16号  
株式会社フージャースアセットマネジメント  
代表取締役社長 藤井 幸雄

貸借対照表

(2022年3月31日 現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>14,221,788</b>	<b>流動負債</b>	<b>4,883,219</b>
現金及び預金	1,267,704	買掛金	203,390
売掛金	1,977	短期借入金	727,350
販売用不動産	7,541,726	1年内返済予定の長期借入金	3,107,869
仕掛販売用不動産	5,075,203	未払金	215,561
営業投資有価証券	58,121	未払費用	7,455
前渡金	56,170	未払法人税等	42,492
前払費用	64,314	未払消費税	106,438
その他	157,061	預り金	88,052
貸倒引当金	△490	預り保証金	198,897
<b>固定資産</b>	<b>13,215,244</b>	前受収益	94,289
<b>有形固定資産</b>	<b>10,209,458</b>	前受金	10,000
建物	6,929,226	賞与引当金	20,420
構築物	31,698	資産除去債務	61,000
機械装置	6,926	<b>固定負債</b>	<b>17,300,325</b>
工具、器具及び備品	1,576	長期借入金	11,492,919
土地	3,240,030	関係会社借入金	4,521,000
<b>無形固定資産</b>	<b>155,307</b>	役員株式給付引当金	23,334
ソフトウェア	945	資産除去債務	444,112
借地権	154,222	預り保証金	818,958
電話加入権	140	<b>負債合計</b>	<b>22,183,545</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,850,478</b>	<b>純資産の部</b>	
投資有価証券	191,167	<b>株主資本</b>	<b>5,253,487</b>
関係会社株式	2,361,549	資本金	110,000
破産更生債権等	1,202	資本剰余金	22,090
長期前払費用	10,625	利益剰余金	5,121,397
差入保証金	69,377	利益準備金	2,500
出資金	10	その他利益剰余金	5,118,897
繰延税金資産	217,748	別途積立金	150,000
貸倒引当金	△1,202	繰越利益剰余金	4,968,897
<b>資産合計</b>	<b>27,437,033</b>	<b>純資産合計</b>	<b>5,253,487</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>27,437,033</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

# 個別注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券 市場価格のない株式等  
(営業投資有価証券を含む) 移動平均法による原価法

なお、匿名組合出資金（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産及び 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切  
仕掛販売用不動産 下げの方法）

### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 建物（建物附属設備含む）・・・定額法  
構築物・・・定額法  
その他・・・定率法

（2016年3月31日までに取得した建物附属設備については、定率法によっております。）

無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用期間（5年）に基づく定額法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

役員株式給付引当金 取締役株式給付規程に基づく当社取締役への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しております。

### 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用として処理しております。

## (当期純損益金額)

285,294 千円